

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の目的

(1) 事業の目的

株式会社憩が開設するデイサービスセンターいこい（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護相当サービスにあっては要支援状態にある者又は事業対象者）に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

1. 事業所の通所介護員等は、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減の援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護師 1名以上

看護職員は、利用者に健康チェック、介護職員等に対する技術指導を行う。

(4) 介護職員 12名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 管理栄養士 1名

管理栄養士は利用者の適切な栄養管理を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、介護職員に対する技術指導を行う

3 営業日及び営業時間

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 営業日 | 12月31日～1月3日を除く毎日 |
| (2) 営業時間 | 午前7時30分～午後8時 |
| (3) サービス提供時間 | 午前9時00分～午後5時00分 |

大府市高齢者障がい支援課

電話番号 0562-45-6289 FAX 0562-47-3150

知多市長寿課

電話番号 0562-36-2652 FAX 0562-32-1010

東浦町ふくし課

電話番号 0562-83-3111 FAX 0562-83-3912

1 0 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

1 1 契約書

管理者は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境を踏まえて、必要と判断した場合は、利用者又はその家族に説明を行った上で契約書を取り交わすこととする。

1 2 守秘義務

従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後も保持すべき旨を従業者との雇用契約に内容に含むものとする。